

茨城県報

号外第 83 号

平成元年 5 月 29 日

月 曜 日

指 示

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 3 号

茨城県沖合海域におけるいか釣漁業（無動力漁船及び総トン数 5 トン未満の動力漁船を除く。）について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

平成元年 5 月 29 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

(操業の承認)

- 1 当該海域において、いか釣漁業を操業しようとするものは、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数 30 トン未満であって次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 前年度において当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有するもの
- (2) 委員会が特に認めたもの

(制限又は条件)

- 3 制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から 10,000 メートル以内の海域で操業してはならない。

- (2) 電 気 設 備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、30 K W 以下でなければならない。

(承認証の備え付け等の義務)

- 4 承認を受けたものは、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協

同組合に提出し、当該組合は一括とりまとめ委員会へ翌年 4 月 20 日までに提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

（指示の有効期間）

- 6 この指示の有効期間は、平成元年 6 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。

いか釣漁業委員会指示取扱要領

平成元年 5 月 29 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 3 号によるいか釣漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

（申請書の提出）

- 1 操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合において一括してとりまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第 2 号）とともに委員会に提出しなければならない。

この場合、県外に住所を有する者にあつてはその所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ操業承認申請総括表（別記様式第 2 号）と知事の副申を添えて提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船原簿謄本
- (3) 県内所属船にあつては所属漁業協同組合長の副申
- (4) 前年度の水揚げ実績を証する書面

（承認申請書の提出期限）

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、平成元年 8 月 31 日までとする。

（承認証の交付）

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第 3 号）を申請者に交付する。

（承認証の書換交付）

- 4 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第 4 号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

（承認証の再交付）

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第 5 号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

（操業報告書）

- 6 委員会指示第 5 に規定する報告書の様式は、別記様式第 6 号とする。

様式第 3 号

茨調第 号	
い か 釣 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
船 名	
漁 船 登 録 番 号	
総 ト ン 数	
推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数	
制 限 又 は 条 件	裏面記載のとおり

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会 長 篠 崎 道 雄

様式第 3 号の裏面

操 業 の 制 限 又 は 条 件

- 1 最大高潮時海岸線から 10,000 メートル以内の海域で操業してはならない。
- 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、30KW 以下でなければならない。
- 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
- 4 茨城海区漁業調整委員会指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

様式第 4 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

いか釣漁業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変 更 事 項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第 5 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 印

いか釣漁業操業承認証再交付申請書

いか釣漁業操業承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承 認 番 号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

様式第 6 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

印

い か 釣 漁 業 漁 獲 実 績 報 告 書

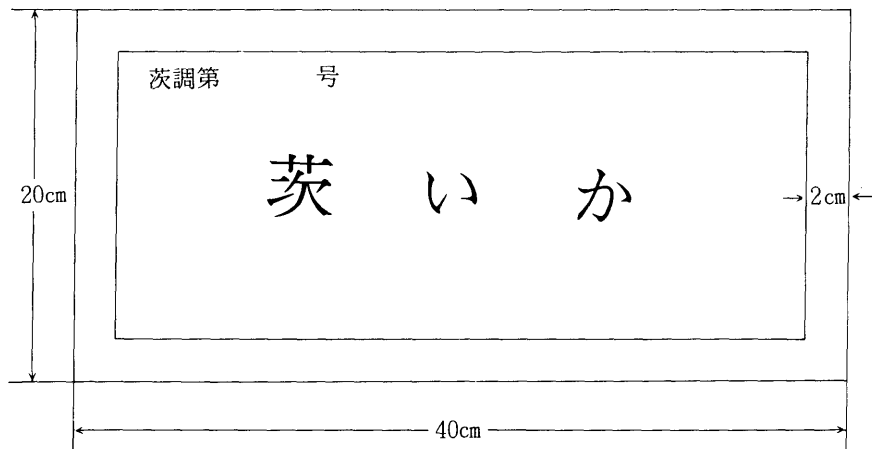
船 名	丸	トン数	トン	登 録 番 号	操 業 期 間	月 日 月 日まで
-----	---	-----	----	------------	------------	--------------

操 業 状 況

操 業 日 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
		い か	その他	計		
日	.	kg	kg	kg	千円	

注 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

標 識



文字，枠とも黒色



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)